

保証人各位

職業能力開発総合大学校
学生課

授業料等減免制度に係る制度改正について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

先般、「授業料等減免制度における多子世帯支援拡大について（ご案内）」により、制度の改正についてご案内しておりますが、このたび制度の詳細が確定いたしましたので、下記の通り改めてお知らせ申し上げます。

申請期限については、5月30日（金）となっております。支援対象に該当するか不明な場合でも申し込みは可能です。

なお、今年度4月新入生については、入学金が減免対象となるのは、今回（令和7年度前期）の申請のみとなりますので、ご承知おきください。

また、制度改正に伴う申請書の差し替えはございません。

【主な改正点】

1.多子世帯への支援拡大

<免除額>

改正前：4分の1免除

改正後：全額免除

<減免額算定基準額>

改正前：生計維持者及び学生本人の所得割額の合算 51,300 円以上～154,500 円未満

改正後：所得制限なし

<資産額>

改正前：生計維持者人数 2 人＝2,000 万円未満、1 人＝1,250 万円未満

改正後：3 億円未満

<新たに生まれた実子について>

改正前：特定の時点（市町村民税情報の年度の前年の12月31日時）の扶養親族として申告していない限り、「子ども」に含むことはできない。

改正後：一定期間（※）に生まれた場合は、「子ども」の数に含めることができる。（出生証明書又は母子手帳の写しを提出していただきます。）

※一定期間；4月～9月の申請においては直前の3月末まで、10月～3月の申請においては直前の8月末まで。

○特にご注意いただきたい点(令和6年4月並びに令和7年4月に社会人となった兄弟又は姉妹がいる多子世帯に該当する世帯の方)

「4月から社会人となったお子さまがいる場合は対象外」とご案内しておりましたが、課税証明書に扶養親族として記載されている間は、支援の対象となります。

例えば、昨年4月に社会人となった兄弟又は姉妹がいて、現時点で扶養から外れていても、その情報が反映されるのは今年の後期の申請(10月)となりますので、今回の申請(令和7年度前期)は支援対象となります。

2.多子世帯以外の保有資産額合計額の引き上げ

改正前：生計維持者人数 2 人＝2,000 万円未満、1 人＝1,250 万円未満

改正後：5,000 万円未満

3.家計が急変した学生への支援条件の一部改正

＜生計維持者の事故又は病気による家計の急変により就労が困難となる期間＞

改正前：6 ヶ月以上

改正後：3 ヶ月以上

＜問合せ先＞

職業能力開発総合大学校

学生課 猪又、望月

電話番号：042（346）7653